

くらしと

「くらしと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしと」と名付けられました。



- 知って安心! 暮らしの情報 大阪おトクの「お年寄りをだましたらアカン!!」…………… 2
- トラブル PICK UP 共同購入型クーポンサイトで購入した割引クーポンが使えない! …… 3
- お知らせ イベント情報…………… 4



食 べてみよう!

大阪の食

大阪の地玉子



クイズ 鮮度が売りの大阪の地玉子。新鮮なタマゴは？

- ① 殻が硬い
- ② 黄身の色が濃い
- ③ 白身部分が盛り上がっている

答えは 3 ページ →

くらしのトピックス

● 介護ベッド用手すりのすき間への首などを挟み込む事故に注意しましょう!

介護ベッド用手すりのすき間に利用者の頭などが入り込んだことによる事故が発生しています。ベッドの使用開始前にベッドや手すりなどのすき間をクッション材や毛布等を入れて埋め込むなどの対応をとみましょう。また、取扱説明書や製品の注意表示などよく確認して正しく使用することが大切です。不具合や不安があるときは、製造事業者、販売事業者またはお住まいの市町村の消費生活相談窓口ご連絡・相談しましょう。

● 機械式立体駐車場での事故に注意しましょう!

機械式立体駐車場で機械に身体を挟まれ死亡する事故が発生しています。平成19年度から31件の事故が報告されています。立体駐車場内に人がいることを確認しないまま操作したと思われる事故



や、子どもの予期せぬ行動による事故も発生しています。立体駐車場を利用する場合は機械の使用方法を守り、子どもを近付けないように注意しましょう。

● 「標準営業約款制度<S マーク>」をご存じですか!

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)を守るための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭で S マークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。



厚生労働大臣認可

詳しくは、(財)大阪府生活衛生営業指導センター
(電話 06-6943-5603) までお問い合わせください。

知って安心!

くらしの情報

お得情報
大好き

大阪おトクの お年寄りをだましたらアカン!!

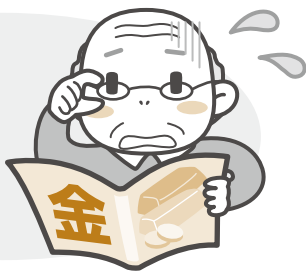
私、大阪おトク。3度の食事よりお得情報が大好き。お年寄りが消費者トラブルに遭うことが多いとは聞いていたけど、まさか身内に振りかかるとは思ってもみませんでした。幸い事なきを得ましたが、皆さんも、ご注意ください!



ある日...

おじいちゃんに、知らない会社から「金の積み立てをしませんか」と電話がかかってきました。その後、立派なパンフレットが届いて、開けてみたら、毎月お金を積み立てたら、将来金^{きん}がもらえるというものやったそうです。今、金が値上がりしているということやし、ちょっとずつの積み立てなら、年金でもできると思ったそうです。でも、パンフレットをよく見たら、「金^{きん}が手元に届くのは30年後」、「途中で解約はできない」と書かれていたので「なんぼわしが元気でも、110歳までは生きてへんで」と思ってやめたそうです。

30年後!?

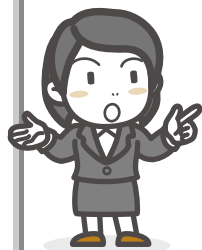


この話を聞いて、もうびっくり。消費生活センターに聞いてみたら、こういう被害はよくあるそうです。



相談員

これは、長期間分割で代金を前払いする金の売買契約です。一見普通の「金の積み立て購入^{きん}※」と同じように見えるのですが、大きな落とし穴があります。



- ①毎月金^{きん}を買うのではなく、ただお金を積み立てているだけ
- ②積み立てる期間が非常に長い商品を高齢者に勧めている
- ③30年先まで、この会社が続いているかはわからない
- ④金相場は、今は高値で安定していても、将来のことは誰にもわからない

※通常の「金の積み立て購入^{きん}」は、毎月その時のレートで金^{きん}を購入し、それを積み立てるものです。自由に解約もでき、その際に積み立てた金^{きん}を売却（現金化）、または金^{きん}を受け取ることができます。

お金を業者に毎月払っていても、金^{きん}が本当に手に入るかどうかはわからへん。会社がなくなってしまうば、元も子もないということですね。ひどい話や! ほまにびっくりしました。

大阪府消費生活センターが平成23年度に受けた消費生活相談について話を聞きました。全体の相談件数は減っているのに、60歳以上の人の割合は増えていて、なんと全体の25%もあるんやて。

おじいちゃんのような相談のほかにも、

- 複数の会社から電話や郵便で儲かることを強調して「怪しい社債^{せち}※」や「未公開株」の購入を勧める「投資詐欺」
- 高額賞金が当たる海外の宝くじを購入する権利を勧めるダイレクトメール
- 「着物^{もん}を買い取ります」と言って家に来て、強引に金やプラチナを買い取る「訪問買取」

など、お年寄りを狙う悪質な商法が次々と出てきているんやて。

※怪しい社債
金融機関が介在せず、社債発行会社と直接契約する、買い取り業者による勧誘が行われる、社債発行会社の実態がないなどの特徴があげられます。

こんな被害に遭わないためには...

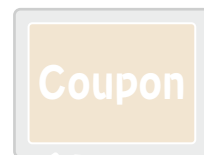
- ① 安易に儲け話にのったらアカン。
そんなうまい話はおまへん
- ② 知らない人からの電話には注意。話を聞かない。個人情報^{こじんじょうほう}は知らせたらアカン。
危ない危ない
- ③ 業者が来ても、ドアを開けたらアカン。
相手はプロやで



「お年寄りを大事に」なんてことば、なくなってしもうたんやろか。娘の私も、ちょくちょく顔出します。皆さんもまわりのお年寄りには注意してあげてくださいね。「おかしいなあ」と思ったら、早めにお住まいの市町村の消費生活相談窓口^{しょうひくわつしやうだんしゆく}に、相談してくださいね。ほな、さいなら。



トラブル PICKUP



共同購入型クーポン サイトで購入した 割引クーポンが使えない!

◆◆◆ トラブル事例 ◆◆◆

- 共同購入型クーポンサイトで宿泊施設の割引クーポンを購入したが、宿泊希望の週末はどの日も満室と言われ、予約が取れない。クーポンにはキャンセルできないと記載されている。
- 共同購入型クーポンサイトでレストランの割引クーポンを購入したが、有効期限が迫っているのに予約が取れない。



◆◆◆ 解説とアドバイス ◆◆◆

インターネット上で「共同購入型クーポン※」を販売しているサイトがありますが、最近、消費生活相談窓口にて、こういったサイトに関する相談が寄せられるようになりました。共同購入型クーポンには、商品やサービスの価格を割り引くなどの特典が付いています。他のユーザーと共同でこのクーポンを購入すれば、通常よりも安い料金で商品やサービスの提供を受けることができるので人気がありますが、これに伴いトラブルも増加しています。

この事例のような予約が取れないトラブルは、通常、宿泊施設は平日と比べて週末の料金が割高に決定されていることが多いため、割引クーポンでの予約が集中していたり、施設によっては割引クーポンによる予約数を限定していたりといった理由であることが考えられます。

このようなトラブルに遭わないためには・・・

- 共同購入型クーポンは一度購入してしまうとキャンセルできないことが多いため、サイトの利用条件などをよく確認してから購入するようにしましょう。
- クーポンには利用期限が決められているものもあるので、購入前に自分のスケジュールと十分に照らし合わせましょう。

※「共同購入型クーポン」の仕組み

- ①発行を希望する事業者が発行会社との間でクーポン販売に関する契約を結び、発行会社のサイトでクーポンの販売を行う。
- ②消費者は、クーポンサイトにアクセスし、希望する商品やサービスを購入する。
- ③クーポン発行会社と消費者との間の契約は、決められた時間内に一定の人数がクーポンを購入すれば契約成立となり、割引クーポンを取得することができる。しかし、購入枚数が一定時間内に最低販売枚数に届かなければ、契約は成立しないというシステムになっている。

困ったときには、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

今月の大阪の食

大阪の地産卵

クイズの答え ③ 白身部分が盛り上がっている

タマゴの鮮度は殻の外からでは分かりません。濃厚卵白といわれる白身部分の盛り上がりが高いほど新鮮なタマゴです。また、ゆで卵にしたときに、殻がむ

きににくいのが新しいタマゴの特徴です。ぜひ、お近くの直売所等でお買い求めいただき、ご賞味ください!



食の安全・安心講座

- テーマ** 自分で守る食生活 ～食品表示の見かた～
- 内容** 食品表示の見かたや食品の選びかたについて学びましょう。安心して消費者が食事を楽しむために、日常生活で食品を購入するときに活用しましょう。
- 日時** 11月28日(水) 14時00分～16時00分
- 場所** 浪速区民センター 第1・2・3会議室
【住所】〒556-0023 大阪市浪速区稲荷2丁目4-3
【最寄駅】地下鉄：桜川駅
- 対象** 大阪市内在住・在勤・在学の方
- 定員** 60人(※申し込み多数の場合は抽選)
- 講師** 林 裕美
(ACAP会員、マルカン酢株式会社 マーケティング室 主査)
- 締め切り** 11月21日(水)
- 申し込み方法** 電話、大阪市電子申請システム(大阪市消費者センターホームページから)
- その他** 一時保育はありません。
- 申し込み・問い合わせ先** 大阪市消費者センター
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

多重債務相談会及び賃貸住宅相談会

専門的な知識を持つ弁護士及び司法書士が無料で相談に応じます。
(1枠30分・1日につき各4枠)

- 日時** 11月26日(月) 19時00分～21時00分
- 場所** 総合生涯学習センター
【住所】〒530-0001 北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階
【最寄駅】阪急・阪神：梅田駅、地下鉄：梅田駅・東梅田駅・西梅田駅、JR：大阪駅・北新地駅
- 日時** 11月27日(火)、11月28日(水)、11月30日(金)、
12月3日(月)、12月5日(水) 19時00分～21時00分
- 場所** 天王寺区民センター
【住所】〒543-0073 天王寺区生玉寺町7-57
【最寄駅】地下鉄：四天王寺前・夕陽丘駅
- 日時** 11月29日(木)、12月4日(火) 19時00分～21時00分
- 場所** 弁天町市民学習センター
【住所】〒552-0007 港区弁天1-2-2-700(オーク2番街7階)
【最寄駅】地下鉄：JR：弁天町駅
- 日時** 12月1日(土)、12月2日(日) 14時00分～16時00分
- 場所** 大阪市消費者センター
【住所】〒559-0034 住之江区南港北2-1-10
アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階
【最寄駅】ニュートラム：トレードセンター前駅
- 対象** 消費者の方(事業者は対象外)
- 定員** 1日あたり各4人(先着順)
- 締め切り** 申し込み受付10月26日(金)～相談会当日まで
- 申し込み方法** 電話(FAX可)
- 申し込み・問い合わせ先** 大阪市消費者センター
TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6614-0999

毎日 10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

大阪府消費者フェア2012 シンポジウム

テーマ 私たちのくらしはどうなった?
どうなる?消費者行政ing

阿南消費者庁長官就任後、大阪で初めての講演です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

- 日時** 11月15日(木) 13時30分～16時30分
- 場所** 追手門学院 大阪城スクエア 大手前ホールC・D
【住所】〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-20
追手門学院大手前中・高等学校 本館6階
【最寄駅】京阪電車：地下鉄「天満橋」駅

◆◆◆◆◆ 基調講演 ◆◆◆◆◆

講師 阿南 久(消費者庁長官)

◆◆◆◆◆ パネルディスカッション ◆◆◆◆◆

- パネリスト** 阿南 久(消費者庁長官)
片山 登志子(弁護士)
安田 順子(消費生活専門相談員)
飯田 秀男(消費者)
田中 稔崇(大阪府消費生活センター所長)
- コーディネーター** 鈴木 真由子(大阪教育大学 教授)

定員 100人(要予約、申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会
TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

大阪府消費者フェア2012

テーマ 絆を宝に 大阪の消費者大集合!!

楽しく親しみやすい企画で、消費生活の問題に触れることができます。参加費は、無料ですのでぜひご参加ください。

- 日時** 11月23日(金・祝) 10時00分～15時30分
- 場所** ATC ITM棟2階 セントラルアトリウム付近
【住所】大阪市住之江区南港北2-1-10
【最寄駅】ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅

- 内容**
- パネル・作品展示(府内消費者団体・NPO法人など)
 - 手作り・体験・あそびコーナー
 - クイズ、お楽しみ抽選会などのステージプログラム
 - 弁護士ホットライン 無料(大阪府にお住まいの方)
11月23日(金・祝)・24日(土) 9時00分～17時00分
TEL:06-6616-0888
金融商品やワンクリック請求などのインターネットトラブルについて弁護士がアドバイスします。
※弁護士が対応するのは、23日・24日のみです。

問い合わせ先 (財)関西消費者協会
TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

大阪府消費生活センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6616-0888

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 府消費生活 電子メール相談 **検索**
(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

- 土曜日/06-4790-8110 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
- 日曜日/06-6203-7650 公益社団法人全国消費生活相談員協会

※お電話をおかけの際は、番号をよくご確認のうえお間違えないようおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典 **検索**